

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
TEL 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年3回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。 弁護士 今津 泰輝

弁護士会照会について

法律事務所ではよく利用するもの、一般の方にはあまり馴染みがな
いと思われる制度等について、Q&A形式でご紹介したいと思います。今回は、弁護士会照会について取り上げます。

Q 弁護士会照会とは、
A 弁護士が、受任している事件について、所属弁護士会を通じて、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる制度です(弁護士法23条の2)。

Q 弁護士会照会に対して、照会先
に回答義務はありますか。
A 回答義務が認められています。なお、「法令に基づく場合」に該当するため、回答の際に本人の同意なく個人情報データを提供することも、個人情報保護法上、認められません。

Q 回答は必ず得られますか。
A 照会に必要な費用は、
A 東京弁護士会の場合、弁護士
会の手数料及び郵便料として、1
件当たり、約8500円(本日現
在)を納付する必要があります。

Q 照会先から回答までには、ど
のくらいの期間かかりますか。
A 照会先にもよりますが、1か月
程度かかる場合があります。

Q 相手方に関して弁護士会照会
を行った場合、照会を行った事実や回
答内容は相手方に知られますか。
A 照会先が事前に相手方に確認す
るとい取扱いを行っていない限り
は、知られることはありません。

Q 代表的な利用例は。
A ①確定判決などの債務名義を取
得した後、相手方の預金口座の有
無等について金融機関へ照会を行
う場合や、②交通事故に関して、検
察
などが、代表的な利用例です。

Q 照会に必要な費用は、
A 照会先から回答までには、ど
のくらいの期間かかりますか。
A 照会先にもよりますが、1か月
程度かかる場合があります。

Q 相手方に関して弁護士会照会
を行った場合、照会を行った事実や回
答内容は相手方に知られますか。
A 照会先が事前に相手方に確認す
るとい取扱いを行っていない限り
は、知られることはありません。

Q 代表的な利用例は。
A ①確定判決などの債務名義を取
得した後、相手方の預金口座の有
無等について金融機関へ照会を行
う場合や、②交通事故に関して、検
察
などが、代表的な利用例です。

Q 照会に必要な費用は、
A 照会先から回答までには、ど
のくらいの期間かかりますか。
A 照会先にもよりますが、1か月
程度かかる場合があります。

Q 相手方に関して弁護士会照会
を行った場合、照会を行った事実や回
答内容は相手方に知られますか。
A 照会先が事前に相手方に確認す
るとい取扱いを行っていない限り
は、知られることはありません。

Q 代表的な利用例は。
A ①確定判決などの債務名義を取
得した後、相手方の預金口座の有
無等について金融機関へ照会を行
う場合や、②交通事故に関して、検
察
などが、代表的な利用例です。

Q 照会に必要な費用は、
A 照会先から回答までには、ど
のくらいの期間かかりますか。
A 照会先にもよりますが、1か月
程度かかる場合があります。

時事ニュース／税関での模倣品の水際取締りの強化

従来は、消費者が通販サイトで海外の事業者から商品を購入し、海外の事業者が消費者へ商品を送った場合、それが模倣品であっても、税関での没収の対象ではありませんでした。模倣品を個人で使用するために輸入する行為は、商標権・意匠権侵害には該当しないためです。そこで、法改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が商標権・意匠権侵害となることと明確化され、本年10月1日より、従来は対象ではなかった前述のような場合も、税関での没収の対象となっています。消費者としては、模倣品を購入しないよう一層注意が必要になるとともに、海外の事業者による模倣品に悩まされている事業者にとっては、税関に対する輸入差止め申立制度の有用性がより高まることなどが期待されます。

秘密情報の保護ハンドブックについて

経済産業省が公表している「秘密情報の保護ハンドブック」が、法改正や環境の変化等を踏まえ、本年5月に改訂されています。同ハンドブックの内容は、秘密情報の管理に関して参考となりますので、この機会に、改訂点に限らず、全体的な概要をご紹介いたします。

秘密情報の管理状況は、「営業秘密」への該当性や、秘密保持に関する誓約書上の秘密情報への該当性等にも影響を与える場合があります。

◆秘密情報の保護ハンドブックとは
「営業秘密」の持ち出しをめぐる事件が後を絶ちませんが、不正競争防止法上の「営業秘密」として保護されるためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性が必要となります。経済産業省では、営業秘密に該当するために必要最低限な水準の対策を示すものとして、「営業秘密管理指針」を公表しています。

これに対し、同ハンドブックでは、「営業秘密」に限らず、秘密情報一般について、漏えい対策のベストプラクティスが表示されています。

◆5つの「対策の目的」
情報漏えい対策については、次の5つの「対策の目的」が設定されています。

①接点の制御(例：アクセス権限の設定、施錠管理)
②持出し困難化(例：私用USBメモリの利用・持込み禁止)

③視認性の確保(例：PCログの記録、防犯カメラの設置)
④秘密情報に対する認識向上(例：マル秘表示、ルールの策定・周知、秘密保持契約の締結)
⑤信頼関係の維持・向上等(例：ワークライフバランスの推進)

このうち、③視認性の確保は、情報漏えいが発生した場合の速やかな検出や、責任追及の際の証拠の確保という意味でも、特に重要と考えられます。④秘密情報に対する認識向上などは、「営業秘密」の要件である秘密管理性との関係でも重要な意味を持ちます。

同ハンドブックでは、典型的な情報漏えいルート(従業員等、退職者等、取引先、外部者)・対策の目的ごとに、具体的な対策や事例が紹介されています(参考資料1として、対策の一覧表も添付されています)。こちらの内容も参考に、漏えいルート・対策の目的ごとに、必要な対策を取捨選択していくことが有用となります。

ウェブセミナー動画配信のご報告

弊所では「労働裁判例を前提とした役員リスクマネジメント」セミナーを、本年11月11日~12月28日の期間限定で、動画配信いたしております。大変有り難いことに、早速ご視聴頂きました皆様からは、ご好評を頂いております。現在もお申込みを受け付けておりますので、ご希望の方はぜひ弊所までご連絡頂けますと幸いです。

事務局便り

国内最大級の屋上庭園 スカイラボ

今回は、大規模リノベーション完了の第二弾として、屋上のスカイラボをご紹介します。スカイラボは WORK エリア、LOUNGE エリア、LAWN エリア、農園エリア等で構成されており、4000㎡もの広さのある国内最大級の屋上庭園です。植え込みには様々な草花が植えられており、オフィスビルでも季節を感じることができます。一部エリアは「丸の内ポイントアプリ」のユーザーであれば、ご利用が可能ですので、お近くにお越しの際はぜひお立ち寄り頂ければと思います。

